教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

| \cup | \cup | \cup | * | \cup | \cup | \cup | \cup | \cup | * | \cup | \cup | \cup | * | \cup | \cup | \cup | \cup |
|----------------------|----------|----------|--------------------------|-------------------|---------|---------------|------------|---------|----------------|---------------|----------------|---------------|--------------------------|------------------|---------------|----------------|--------|
| 就 | 教女 | 学坛 | 教 | 構 | 独立 | 学坛 | 学坛 | 地士 | 地 | 地土 | 教 | 教与 | 教 | 教与 | 学坛 | 地士 | 教育 |
| 学前 | 育職 | 校教. | 育職 | 造改 | 立行 | ·校教育 | 校教育 | 方公務! | 方公務! | 方教 | 育職 | 育職 | 育職 | 育職 | 校教 | 方自 | 公 |
| の 子 | 員免 | 育法 | 員等 | 革特 | 政法 | 育法 | 育法 | 務員 | 務員 | 育行 | 員免 | 員免 | 員等 | 員免 | 育法 | 治法 | 務員 |
| 子ども | 免許は | 等 | に | 別 | 人 | \mathcal{O} | 法等の | 法 | 法 | 政 | 免許は | 免許 | に | 免許 | $\overline{}$ | $\overline{}$ | 特 |
| に | 法及 | <i>𝔻</i> | よる | 区域 | 教職 | 一部 | <i>𝔻</i> | 韶 | <i>の</i> | の組 | 法の | 法施 | よる | 法(| 昭和 | 昭和 | 例法 |
| 関す | び数 | 部を | 児童 | 法 | 員支 | を改 | 部を | 和二 | 部を | 織及 | 部 | 行法 | 児童 | 昭和 | <u>二</u> | - + | (昭 |
| する教 | 教育公 | 改正 | 生徒 | 平成 | 支援機 | 正す | 改正 | 十五 | 改正 | び運 | を改 | (昭 | 生徒 | <u>二</u> 十 | 二年 | 二年 | 和 |
| 育、 | 公務員 | する | 性 | + | 構 | る | す | 年法 | 上する | 営 | 正 | 和 | 性 | 兀 | 法 | 法 | 十 |
| 保育 | 特 | 法 | 暴力 | 四年 | 法(| 法律 | る法 | 律 | る法律 | に関 | する | $\frac{-}{+}$ | 暴力 | 年法 | 律第二 | 律第六 | 四年 |
| 育等 | 例法 | 律 | 等の | 法律 | 平成 | 平 | 律 | 第二 | | する | 法律 | 四年 | 等の | 律第 | 二十 | + | 法律 |
| \mathcal{O} | <i>O</i> | 平成 | 防止 | 第百 | 十二 | 成十 | 平成 | 百六 | (令 和 | 法律 | (昭 | 法律 | 防止 | 音四 | 十六早 | 七 | 第一 |
| 総合的 | 部 | + | 等 | 八 | 年 | 七 | 烂 年 | + | 三 | $\overline{}$ | 和 | 第 | 等 | + | 号) | 号) | 号) |
| 的な提 | を改 | 八年 | に関 | 十九 | 法律 | 年法 | 法 | 一号 | 年法律 | 昭和 | - + | 百四 | に関 | 七号) | 抄 | 抄) | |
| 提供 | 正す | 法律 | する | (号) | 第八 | 律第 | 律第 | 号) | 律第 | 三十 | 九年 | 十八 | する | _ | : | : | 抄) |
| の推 | る | :第八 | 法律 | 1/ 1/2 | + | 八上 | 二十 | 抄 | 六 | 十一年 | 法律 | 号 | る法律 | 抄 | | : | i |
| 進 | 法律 | + | $\overline{}$ | 抄 | 八号) | 八十三号) | Ŧī. | : | 十三 | 年法律 | 第 | (L.L. | $\overline{}$ | : | : | : | |
| に関 | 伞 | 号) | 令和 | | | 罗 | 号) | | 号) | 律第 | 百五 | 抄) | 令和 | | | | |
| する | 成十 | (抄 | 三年 | | 抄) | 抄 | (抄 | | 附則 | 百六 | 十八 | : | 三年 | | | | |
| 法 | 九 | <u>.</u> | 法 | : | ÷ | <u>.</u> | <u>.</u> | : | 第 | +== | 号 | i | -法律 | : | | : | |
| 律の | 年法 | : | 律第 | : | : | : | : | : | 十五 | 号 | $\widehat{}$ | i | 第 | : | : | : | |
| 部 | 律第 | : | 五十 | : | : | : | : | : | 五条による | $\overline{}$ | 抄 | : | 五十 | : | : | : | |
| を改 | 九十 | | 七号) | | | | | | よる | 抄 | i | | 七号) | | | | |
| 正 | 八 | : | _ | | : | : | : | | 改 | : | i | : | | | : | : | |
| する | 号) | : | 附則 | | : | : | : | | 正後 | : | i | : | 附則 | | : | : | |
| 法律 | 抄 | | 第四 | | | | | | のも | | | | 第三 | | | | |
| 並 | : | : | 条に | : | : | : | : | : | 0) | : | : | : | 条に | : | : | : | |
| 成 | i | : | よる | : | : | : | : | : | (令和五年四月一日から施行) | : | i | i | よる | : | : | : | |
| $\frac{1}{2}$ | | i | 改改 | i | i | i | i | i | 五五 | i | i | : | 改改 | i | i | i | |
| 年 | : | | 止後 | | | | | | 华四 | | | | 止後 | | | | |
| 法律 | i | : | の も | : | i | : | : | : | 月一 | : | : | i | の も | : | i | : | |
| 第一 | i | : | 0 | : | | : | : | : | 日かい | : | i | i | 0 | : | i | : | |
| 十 | | | 令 | | | | | | からか | | | | 令 | | | | |
| 六号 | | | 和四 | | | | | | 施行 | | | | 和四 | | | | |
| $\overline{}$ | i | : | 年四 | | : | : | : | | $\overline{}$ | : | i | i | 年四 | | : | : | |
| 抄 | : | i | 月 | : | : | : | : | : | | : | i | : | 月 | : | : | : | |
| : | | | 日 | | | | | | | i | | | 月 | | | | |
| | | | から | | | | | | | | | | から | | | | |
| | | | 条による改正後のもの(令和四年四月一日から施行) | | | | | | | | | | 条による改正後のもの(令和四年四月一日から施行) | | | | |
| (平成二十四年法律第六十六号)(抄)19 | i | : | 11 | i | i | : | : | i | | : | i | : | 11 | : : : 4 | 4 | 4 | 1 |
| : 19 | : 15 | : 15 | | : 14 | : 14 | : 14 | : 13 | : 13 | | : 12 | : 12 | : 11 | | : 4 | : 4 | : 4 | : 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号)

目 ○ 次

総則(第一条・第二条

任免、人事評価、給与、分限及び懲戒

第一節 大学の学長、教員及び部局長(第三条―第十条)

第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員(第十一条―第十四条)

第三節 専門的教育職員(第十五条・第十六条)

第三章 服務(第十七条—第二十条)

第四章 研修(第二十一条―第二十五条の二)

第五章 大学院修学休業(第二十六条—第二十八条)

第六章 職員団体(第二十九条)

第七章 附則 教育公務員に準ずる者に関する特例(第三十条―第三十五条)

(定義)

第二条

3 この法律で「部局長」とは、大学(公立学校であるものに限る。第二十六条第一項を除き、 をいう。 以下同じ。)の副学長、 学部長その他政令で指定する部局の長

(兼職及び他の事業等の従事)

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教 することができる。 条第二項及び第二十四条第二項において同じ。)において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事 育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会。第二十三

第二十条 削除

第四章 研修

(研修)

第二十一条

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員(公立の小学校等の校長及び教員(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ (研修の機会))を除く。)の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第二十二条

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

- 第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、 を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)を定めるものとする。 その地域の実情に応じ、 当該校長及び教員の職責、 経験及び適性に応じて向上
- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、 いて協議するものとする。 あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会にお

(教員研修計画)

- 第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、 の計画(以下この条において「教員研修計画」という。)を定めるものとする。 毎年度、 体系的かつ効果的に実施するため
- 4 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 任命権者実施研修」という。)に関する基本的な方針 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、 第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修 (以下この項において
- 一 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 一任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五. 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項
- 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを公表するよう努めるものとする。
- 第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、 な事項についての協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。 指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要

(初任者研修)

- 第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、その採用 に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。 の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。)の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行
- 2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつか さどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

(中堅教諭等資質向上研修)

- 第二十四条 教諭等資質向上研修」という。)を実施しなければならない。 中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「中堅 個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において 公立の小学校等の教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。)の任命権者は、当該教諭等に対し
- 当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。 任命権者は、 中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、 適性等について評価を行い、 その結果に基づき

(指導改善研修)

- 一十五条 (大学院修学休業の許可及びその要件等) その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児 (以下「児童等」という。) に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して
- 第二十六条 在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。 の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程(次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。)に う。)で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学(短期大学を除く。)二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」とい 保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」とい
- 護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としているこ は教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養 主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、 保育教諭又は講師にあつて
- 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。
- 第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第三条第一項、第二項及び第五項、第五条の二、第六条、第七条、第二十一条並びに第二十 に基づき学長が」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。 き学長」とあるのは「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議 二条の規定を準用する。この場合において、第三条第二項中「評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。)の議に基づき学長」とあり 同条第五項、第五条の二第二項及び第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、並びに第五条の二第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づ

利則

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第四条 るものとする あらかじめ同条第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会若しくは知事又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努め 条の三第二項及び第二十二条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、四条(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十二

、幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第五条 幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。 括する都道府県の知事)は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、 幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包 第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭等の任命権者については、当分の間

(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第二十四条第一項の規 幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、 幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括

する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 う中堅教諭等資質向上研修に協力しなければならない。 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

あると認める教諭等(政令で定める者を除く。)に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。 育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等(その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。)のうち、児童等に対する指導が不適切で 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、 第二十五条及び第二十五条の二の規定は、 適用しない。この場合において、当該教

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「中核市」という。)は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理する ることが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。 ことができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理す

) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を行う課程 の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜 大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者 (以下「通信制の課程」という。)

〉 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(抄)

目次 ※教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (令和三年法律第五十七号) 附則第三条による改正後のもの (令和四年 ・四月一日から施行

第一章 総則(第一条―第三条の二)

第二章 免許状 (第四条―第九条の五)

第三章 免許状の失効及び取上げ(第十条—第十四条の二)

第四章 雑則 (第十五条—第二十条)

第五章 罰則(第二十一条—第二十三条)

附則

(免許状を要しない非常勤の講師)

第三条の二

- める授与権者に届け出なければならない。 前項の場合において、 非常勤の講師に任命し、 又は雇用しようとする者は、 あらかじめ、 文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第七項で定
- (授与
- 第五条 し、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。 おいて別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただ 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に
- でにおいて同じ。)の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。 る年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習(第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属す 以下第九条の二ま
- 3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第一項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 5 文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。 第七項で定める授与権者は、第三項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、 あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他

(教育職員検定)

第六条

- 2 学力及び実務の検定は、第五条第三項及び第六項、 によって行わなければならない。 前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、 別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところ
- 免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授与するため行う教育職員検定は、そ、第一項及び前項の規定にかかわらず、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三から別表第八までに規定する普通 の者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

(証明書の発行)

第七条

- 了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。 免許状更新講習を行う者は、免許状の授与又は免許状の有効期間の更新を受けようとする者から請求があつたときは、 その者の免許状更新講習の課程の修
- (授与の場合の原簿記入等)第一項、第二項及び前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。
- る事項を原簿に記入しなければならない。 授与権者は、免許状を授与したときは、 免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、

授与の日、

免許状の有効期間の満了の日その他文部科学省令で定め

- (カフ)
- 教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。)において効力を有する。 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の
- 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県において み効力を有する。

- 与されたものを除く。)の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。 に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験 同日から起算して十年を経過する日までの間に授与された普通免許状(免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に授
- ず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、 第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわら

(有効期間の更新及び延長)

第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる

- 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。
- 3 めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。 おいて免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内に
- 4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度 の末日までとする。
- とが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。 けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了するこ 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受
- (免許狀更新講習) 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、 文部科学省令で定める。

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

- れるものを含む。)であること。 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程(その一部として行わ
- 一 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。
- いて、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程を有する大学にお
- イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者
- 講習の課程の修了の認定(課程の一部の履修の認定を含む。) が適切に実施されるものであること。
- 四)その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。
- 前項に規定する免許状更新講習(以下単に「免許状更新講習」という。 の時間は、三十時間以上とする
- 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。
- 一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者
- 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつている者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者
- 4 前項の規定にかかわらず、 公立学校の教員であつて教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項に規定する指導改善研修 (以下この

及び次項において単に「指導改善研修」という。)を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。 前項に規定する者の任命権者(免許管理者を除く。)は、その者に指導改善研修を命じたとき、 又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにそ

6 文部科学大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構(第十六条の二第三項及び別表第三備考第十一号において「機構 という。)に行わせるものとする。

前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、 文部科学省令で定める。

(有効期間の更新又は延長の場合の通知等)

の旨を免許管理者に通知しなければならない。

第九条の四 理者を除く。)及びその免許状を授与した授与権者(免許管理者を除く。)に通知しなければならない。 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、 又は延長したときは、その旨をその免許状を有する者、 その者の所轄庁

2 免許状の有効期間を更新し、 記入しなければならない。 若しくは延長したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第八条第一項の原簿に

(二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務)

第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状(主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)及び指導教諭についてはその有 努めなければならない。 の有する栄養教諭の免許状、 する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭についてはそ 講師についてはその有する相当学校の教員の相当免許状)が二種免許状であるものは、 相当の一種免許状の授与を受けるように

第十六条 削除

(免許状授与の特例)

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験 「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、 前項の規定にかかわらず、その者が免

文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

(特定免許状失効者等に係る免許状の再授与)

条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等第十六条の二の二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)第二条第六項に規定する特定免許状失効者等(第五 に関する法律の定めるところによる。

(中学校等の教員の特例)

7十六条の三

3

前項の免許状は、第五条第一項本文の規定によるほか、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与

日 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した 又は第十六条の三第二項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日」と、 「前項」とあるのは 「同項」と読み替えるものとする。

機関をいう。 一項及び第二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学大臣は、審議会等(国家行政組織法 別表第一備考第一号の二及び第五号イにおいて同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。 (昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する

第十六条の四

- 第三項」と読み替えるものとする。 第十六条の二第二項の規定は、 前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「前 項」とあるのは、 「第十六条の四
- 教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、同項第二号及び第六項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、 その免許状に係る
- 2 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による普通免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは
- 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 した日又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。
- 特別支援教育領域を定め、 第五条第一項、第三項若しくは第六項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条第一項から第三項までの規定に違反して、 又は教育職員検定を行つたとき。 免許状を授与し、若しく

附則

- 3 り、 員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則(以下単に「学校教育法施行規則」という。)第九十六条又は第九十七条の規定によ 項第二号及び第六項ただし書の規定にかかわらず、免許状を授与することができる。 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)、旧教員免許令(明治三十三年勅令第百三十四号)又は旧幼稚園令(大正十五年勅令第七十四号)による教 校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、 第五条第
- 表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。)」とする。 のとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、 条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一 次の表の第三欄及び第四欄によるも 「別表第八まで(別

| (略) | 番号 |
|-----|-------------|
| | 第 |
| |)I 3 |
| | _ |
| | 欄 |
| | |
| | 第 |
| | |
| | 欄 |
| | |
| | 第 |
| | Ξ] |
| | 欄 |
| | |
| | 第 |
| | |
| | 四 |
| | 欄 |
| | |

- 7 本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。 若しくは第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、 養護助教諭 の臨時免許状は、 当分の間、 保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三号) による准看護師の免許を受けた者、 同法第五 第五条第六項 十一条第一項
- 免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置 (昭和三十六年法律第八十七号) による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。ただし、
- 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第 一欄に掲げる高等学校教諭の一 種免許状を授与する場合における学力

9

第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中 及び実務の検定は、当分の 「別表第八まで若しくは附則第九項の表」とする。 間、 第六条第二項の規定にかかわらず、 「別表第八まで」とあるのは 次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、 「別表第八まで又は附則第九項の表」と、 第九条第四項中 「別表第八ま

| (略) | |
|-----|---|
| | 第 |
| | _ |
| | 欄 |
| | |
| | 第 |
| | |
| | 欄 |
| | |
| | |
| | 第 |
| | 三 |
| | 欄 |
| | |
| | |
| | 第 |
| | 四 |
| | 欄 |
| | |

11 四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所(次項において「旧国立養護教諭養成所」という。)を卒業した者に対して授与することができる。 係る指導を担当する者に限る。)に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及 免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。 実務の検定は、当分の間、 項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的 種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法 第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第 ただし (昭

| (略) | |
|-----|--------------|
| | 第 |
| | _ |
| | 欄 |
| | |
| | popo. |
| | 第 |
| | |
| | 欄 |
| | |
| | hoho* |
| | 第 |
| | 三 |
| | 欄 |
| | |
| | <i>555</i> - |
| | 第 |
| | 匹 |
| | 欄 |
| | |

で」とあるのは

九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは

「別表第八まで若しくは附則第十七項の表」とする。

18 年数を満たし、かつ、 学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において 文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大 科学省令で定める最低在職年数を満たし、 同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職 の検定は、認定こども園法 の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その 同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは 一部改正法の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、 かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。 第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後 「得た日若しくは附則第十八項の文

別表第一(第五条、

第五条の二関係

「別表第八ま

「別表第八まで又は附則第十七項の表」と、第九条第四項中

略

- ら別表第八までの場合においても同様とする。)。 得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない(別表第二か の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修
- 五. 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)。 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認

定課程」という。)において修得したもの

する課程を含むものとする。 ためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。)又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年と 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目(教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させる

別表第三(第六条関係

| | | / -11: | | |
|--|------------|-------------------|-----|------------------|
| à z | 六 | 備考 | (略) | |
| えること | 第 | | | <i>5:5:</i> - |
| | 四欄 | | | 第 |
| 大学の | の単位 | | | |
| きる公開 | 位数 | | | _ |
| (別講座 | (第 | | | 1 113 |
| 表 差 若 | 四号に | | | 欄 |
| (別表第四及び開講座若しくは | 号に規定 | | | |
| い別点 | 正すっ | | | |
| 別表第五の第一通信教育にお | 940 | | | |
| 五月の知 | のを全 | | | 第 |
| 男三盟 おいて | でするものを含む。) | | | |
| 別表第五の第三欄並び通信教育において修得 | <u></u> | | | |
| 並びに別表 | は、エ | | | |
| 別を単位 | 文部科 | | | 欄 |
| に別表第六、別表第一 | 科学大臣の指定する | | | |
| 別表部 | 人臣の | | | |
| 不 科 一 | が指字 | | | |
| (第六の二、 | 止する | | | 第 |
| 一、別大 | る養護数 | | | 214 |
| 二、別表第 | 教 | | | = |
| 七麥 | 諭養出 | | | _ |
| 及び別 | 双機 | | | 欄 |
| 売 行る | 対にお | | | |
| 第八の | ねいて | | | |
| 第の合 | 修得 | | | |
| 欄格の | 付した | | | |
| 場より | ル単位 | | | 第 |
| 口にお | \tau_+ | | | |
| 《び別表第八の第四欄の場合においても同様とする。《して行う試験の合格により修得した単位をもつて替 | 入部 科 | | | 四 |
| た単位 | 11学士 | | | |
| 様とする | 八臣の | | | 欄 |
| しする | ジ認定 | | | |
| る。替 | 止す | | | |

別表第八(第六条関係)

| | 第 |
|--|----------|
| | <u> </u> |
| 所要資 | 欄 |
| ——格 —————————————————————————————————— | |
| 状 有 す | |
| ることを | 第 |
| | 1.1 |
| る学校の | 欄 |
| 免許 | |
| | |
| 栄 当 二 養 該 欄 | |
| は栄養の指導及び管、当該学校における第二欄に定める各免 | 第 |
| 理 主 許 | 三 |
| を幹状 | 欄 |
| こつかさどる主 位数 +教諭(養護又 大学において修得することを要する単いを取得した後 第二欄に定める免許状を取得した後、 | |
| 位大第一数学 | |
| これ | |
| おいて | 第 |
| 修る | |
| 得 免 許 エス | 四 |
| いこと | |
| を得ります。 | 欄 |
| くする | |
| 単 () | |

第二条 0 日若しくは教育職員免許法施行法第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」とする。 免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」と、免許法第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た る。この場合において、免許法第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、免許法第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は教育職員 備考 受けようとする免許状の種類 (従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与) 番 教育職員免許法施行法 (略) 略 の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができ 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状 号 (昭和二十四年法律第百四十八号) 上 欄 文部科学省令で定める。 学校の前期課程又は後期課程及び特別 支援学校の各部の主幹教諭 校の前期課程又は後期課程、 は講師(これらに相当する義務教育学 幹教諭を除く。)、指導教諭、 を有することを必要とする最低在職年 育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は の授与を受けようとする場合にあつて 講師を含み、小学校教諭の二種免許状 教諭を除く。)、指導教諭、 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹 で勤務した旨の実務証明責任者の証明 講師を含む。)として良好な勤務成績 幼保連携型認定こども園の主幹保 (養護又は 教諭又は 中等教育 下 教諭又 欄

- 0 教育職員免許法の一部を改正する法律 (昭和二十九年法律第百五十八号)
- 7 も授与することができる。 等学校助教諭の臨時免許状は、 当分の間、 教育職員免許法第五条第六項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する者に該当する者に対して
- 10 は二種免許状の授与を受けることができる。ただし、教育職員免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める 普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五条第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一種免許状又 この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五条別表第一の一級普通免許状又は二級 一年以上の期間内にない者については、この限りでない。
- 護教諭の専修免許状を授与する場合についても同様とする。 第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この二種免許状を授与された者に養護教諭の一種免許状を授与する場合及びこの一種免許状を授与された者に養 新法附則第九項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者に養護教諭の二種免許状を授与する場合については、
- しては、当分の間、教育職員免許法第五条第六項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。 中学校において職業実習を担任する助教諭の臨時免許状は、六年以上当該職業実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対
- わらず、その者が同条第一項第二号又は同条第六項ただし書に規定する者に該当する場合にも授与することができる。 九年以上これらの実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、 高等学校において看護実習、 家庭実習、情報実習、 農業実習、 工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する助教諭の臨時免許状は、 教育職員免許法第五条第六項の規定にかか
- \bigcirc 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) (抄)

※地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第十五条による改正後のもの (令和五年四月一日から施行

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法 は、都道府県委員会に属する。 (昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員 (以下「県費負担教職員」という。) の任命

(中核市に関する特例

(任命権者)

(中等教育学校を設置する市町村に関する特例)

第五十九条 第二十一条第二項、第二十二条の四、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員の研修は、第四十五条並びに教育公務員特例法 当該中核市の教育委員会が行う。

第六十一条 市(指定都市を除く。以下この項及び附則第二十七条において同じ。)町村の設置する中等教育学校(後期課程に定時制の課程のみを置くものを

2 市 除く。以下この条及び附則第二十七条において同じ。)の県費負担教職員の任免、給与(非常勤の講師にあつては、報酬、職務を行うために要する費用の弁 反び期末手当の額)の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

法第二十一条第二項、 (指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。) 町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第四十五条並びに教育公務員特例 第二十二条の三から第二十二条の五まで、 第二十三条第一項及び第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行

- 3 中核市が設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る第五十九条の規定の適用については、 同条中「第二十二条の四」とあるのは、
- ら第二十二条の五まで」とする。

月

(中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例

第二十五条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一 の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。 項の中堅教諭等資質向上研修は、 当分

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例

第二十六条 を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条第一項の指導改善研修は、 当分の間 第五十九条の規定にかかわらず、 当該中: 核

(市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る協議会の特例)

第二十七条 市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る教育公務員特例法第二十二条の五第一項に規定する協議会に関する事務は、当分の間、 項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。 において、当該教育委員会は、 六十一条第二項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する第五十九条の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行うことを要しない。この場合 同法第二十二条の三第一項に規定する指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同法第二十二条の五第二

(政令への委任)

- 第二十八条 この附則に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。
- 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(抄)
- 第三十九条 職員には、 その勤務能率の発揮及び増進のために、 研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。
- 学校教育法等の一部を改正する法律(平成三年法律第二十五号)(抄)

(学校教育法の一部改正)

一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

第

- 第六十九条の二第七項中 「監督庁」を「文部大臣」に改め、同条第六項の次に次の一 項を加える。
- 第二項の大学を卒業した者は、準学士と称することができる。

(略)

附則

、教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置

3

校助教諭の臨時免許状の授与に係る資格については、 大学に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者(新学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。 教育職員免許法第五条第六項ただし書の規定にかかわらず、 なお従前の例による。 についての高等学

- 4 項に定める準学士の称号を有する者を除く。)についての普通免許状に係る基礎資格については、 表並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、 大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者(新学校教育法第六十九条の二第七 なお従前の例による。 第二条の規定による改正後の教育職員免許法附則第十一項
- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。○ 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)(抄)

第六十九条の二第七項を削る。

(略

○ 独立行政法人教職員支援機構法(平成十二年法律第八十八号)(対

(業務の範囲)

7十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

五. び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄に係るものを含む。) 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第九条の三第一項の規定による認定及び同法別表第三備考第六号の規定による認定 に関する事務を行うこと。 (同法別表第四 及

教育職員免許法第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験 (文部科学大臣が行うものに限る。 の実施に関する事務を行うこと。

○ 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(抄)

※教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)附則第四条による改正後のもの (教育職員免許法等の特例 (令和四年四月一日 から施行

7十九条 かわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるの 有する」と、同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特例特別免許状を除く。)」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別免許 と、同法第九条第二項中「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を 育委員会(」とあるのは「教育委員会(特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。」 は「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第五条第七項中「教 けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免許状」という。)を除く。)」と、「教育委員会をいう」とあるの 日以後は、 域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状(教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別 表第九号において同じ。)を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の 「教育委員会規則(特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則)」と、 (同一の授与権者により授与されたものに限る。)を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にか (特例特別免許状を除く。 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別 同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受) | |と、 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (令和三年法律第五十七号) 第二十二条第二項中 、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは

いて「認定市町村」という。)の教育委員会を含む。 委員会」とあるのは |府県教育職員免許状再授与審査会(認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。同条において同じ。)」とする。 「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村 次項及び次条第一項において同じ。)」と、 「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは「都 (以下この項にお

- 2 前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第七項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員 村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。 会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、 当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町
- 村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者(同項に規定する授与権者をいう。)及び免許管理者 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であっても、 当該市町村の教育委員会とする。 同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第七項の規定により市 (同法第二条第二項に規定する免許管理者をいう
- 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号) (抄)

附町

弟六条

2 この法律の施行の際現に旧免許法第五条第二項の規定により授与されている旧免許法第四条第七項に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の特殊の教 受けたものとみなす。 条第三項の規定により授与される新免許法第四条の二第三項に規定する特別支援学校の自立教科等の教授を担任する教員の特別免許状 「自立教科等特別免許状」という。)とみなし、当該特殊教科特別免許状を有する者は、この法律の施行の日において、当該自立教科等特別免許状の授与を 教授を担任する教員の特別免許状(以下この項において「特殊教科特別免許状」という。)は、文部科学省令で定めるところにより、 (以下この項において 教育職員免許法第五

 \bigcirc 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)

附則

第

教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただ 第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、 特別免許状(前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。)には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、教育 ては、 れた普通免許状又は特別免許状を有する者(当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。)につい 律第百二十二号)の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十九号)の規定により授与さ 下この項において「昭和二十九年改正法」という。)の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法 (昭和二十四年法律第百四十八号)の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号。以 - 員免許法第五条第二項、第六条第四項、第七条第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項、第十六条の三第三項、 第一条の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法 附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十一項ただし書並びに附則第十七項後段の規定、附

し書の規定は、

旧免許状所持者には適用しない。

- 第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。)による確認(以下「更新講習修了確認」という。)を受けなければならない。 旧免許状所持者であって、 おいて免許状更新講習(新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課程を修了したことについての免許管理者(新法第二条 (以下「旧免許状所持現職教員」という。)は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内 新法第二条第一項に規定する教育職員 (第七項にお いて単に「教育職員」という。) その他文部科学省令で定める教育の職にあ
- 3 修了確認期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- 部科学省令で定める年度の末日を経過していない旧免許状所持者 (次号に掲げる者を除く。) 当該末日 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過する日までの期間内でその者の生年月日及びその者の有する免許状の授与の日に応じて文
- 一 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
- で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者。その後に免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令
- が相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。 る。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期すること むを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限(以下この条において単に「修了確認期限」という。)までに免許状更 |講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとす 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるや
- 認めた者を除く。)が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、 旧免許状所持現職教員(知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理 その効力を失う。
- 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。
- に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。 旧免許状所持者(旧免許状所持現職教員を除く。)が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、 その者は、 その後に、 第三項第三 三号
- 8 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行ったとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、 する授与権者をいい、免許管理者を除く。)に通知しなければならない。 その者の所轄庁(新法第二条第三項に規定する所轄庁をいい、免許管理者を除く。)及びその免許状を授与した授与権者 (新法第五条第七項に規定 その旨をその免許状を有
- 10 更新講習修了確認及び第三項第三号に規定する免許管理者による確認並びに修了確認期限の延期に関する手続その他必要な事項は、文部 を授与した授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。)は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しなければならない。 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行い、若しくは第五項の規定により免許状が失効したとき、又は前項の通知を受けたときは、 科学省令で定める その免許状
- 者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。 免許状更新講習を行う者は、更新講習修了確認又は前条第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けようとする者から請求があったときは
- 2 前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 第四条 附則第二条第六項の規定に違反して免許状を返納しなかった者は、 十万円以下の過料に処する。
- 第五条 新法第十条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する処分を受けた者について適用する。
- 新法第十一条第二項の規定は、 この法律の施行の日以後に同項第一号に規定する事由により解雇され、 又は同項第二号に規定する事由により免職

分を受けた者について適用する。

則第二条から第四条までの規定は、適用しない。 特別免許状については、新法第七条第四項、第九条第二項 教育職員免許法の一部を改正する法律(平成十四年法律第五十五号)附則第三条の規定によりその有効期間についてなお従前の例によることとされる (有効期間に係る部分に限る。)及び第五項並びに第九条の二から第九条の四までの規定並びに附

(梅香)

第八条 上げに係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第十条及び第十一条に規定する免許状の失効及び取

2 職教員の免許状更新講習に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、附則第二条に規定する旧免許状所持現

(学校教育法の一部改正)

第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

(教育職員免許法施行法の一部改正)

第十条 教育職員免許法施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項に後段として次のように加える。

免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」と、免許法第九条第四項中「得た日」とあるのは「得 た日若しくは教育職員免許法施行法第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」とする。 この場合において、免許法第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、免許法第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は教育職員

第二条第一項の表備考中「免許法第二条第二項」を「免許法第二条第三項」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「新法第五条第五項ただし書」を「教育職員免許法第五条第六項ただし書」に改める。

附則第十項に次のただし書を加える。

この限りでない。 ただし、教育職員免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については

附則第二十項中「新法第五条第五項本文」を「教育職員免許法第五条第六項本文」に改める。

附則第二十一項中「新法第五条第五項」を「教育職員免許法第五条第六項」に、 「同条第五項ただし書」を 「同条第六項ただし書」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項及び第五十九条中「及び第二十五条」を「、第二十五条及び第二十五条の二」に改める。

附則第二十七条を附則第二十八条とし、附則第二十六条の次に次の一条を加える。附則第二十六条の見出し中「研修」を「十年経験者研修」に改め、同条中「新法」を削る。

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)

中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指導改善研修は、 当分の間、 第五十九条の規定にかかわらず、

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 附則第六項中「ものには」の下に「、当該中学校教諭免許状が失効した場合を除き」を加える。一三条の教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する

改める。 附則第三項中「第二条の規定による改正後の」及び「(以下「新免許法」という。)」を削り、 「第五条第五項ただし書」を 「第五条第六項ただし書」

附則第四項中「新免許法」を「第二条の規定による改正後の教育職員免許法」に改める。

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 附則第二項中「ものには」の下に「、当該各号に規定する普通免許状が失効した場合を除き」を加える。 附則第三項中「ものには」の下に「、当該普通免許状が失効した場合を除き」を加える。 教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

(教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正)

附則第二条から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。 教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十三号) の一部を次のように改正する。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十七条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三項」に改める。 第十二条第十一項の表教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七号)の項及び第十三条第四項の表教育職員免許法の項中「第二条第二項」を

れの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」者により授与されたものに限る。)を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、 第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特例特別免許状を除く。)」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状(同一の授与権 の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免許状」という。)にあつては、当該」を「教委員会をいう」と」を加え、「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項 く。)」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育 九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免許状」という。)を除 会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」を「同条 育委員会(特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた」に改め、「「特別免許状」とあるのは「特別免許状 (特例特別免許状を除く。)」と、」を削り、「同法第十条第二項中「当該免許状」とあるのは「当該免許状(特例特別免許状を除く。)」と、「教育委員 第十九条第一項中「当該認定の日以後は」の下に「、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状 「第五条第六項」を「第五条第七項」に、 「第十条第二項」を「第二条第二項」に改める (構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十 それぞ

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

認を受けなかった免許状によっては教育職員」と、同条第八項中「授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいい、」とあるのは 力を失う」と、同条第七項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「教育職員」とあるのは 力を失う」とあるのは「効力を失い、特例特別免許状に係る修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その特例特別免許状は、その効 許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限」とあるのは「修了確認期限(特例特別免許状に係るものを除く。)」と、「効 法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二条第二項に規定する免許管理者」と、同条第三項各号中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免 九項において同じ。)により授与されたものに限る。)には、有効期間の定めがないものとする」と、同条第二項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許 条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。第八項及び第 特例特別免許状(同号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されるものにあっては、同日前に授与された特例特別免許状と同一の授与権者(附則第十七 許状が失効した者を除く。以下この条において「旧特例特別免許状所持者」という。)については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、その者の有する 規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧法の規定により授与された特例特別免許状を有する者(当該免 一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下この条において「特例特別免許状」という。)を除く いて「旧法」という。)の規定」と、「特別免許状を有する者」とあるのは「特別免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第 状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「新法第二条第二項に規定する免許管理者」とあるのは「附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域 条の規定による改正前の教育職員免許法の規定により授与された特例特別免許状を有する者についての附則第二条第一項、第二項、 以下この項及び第五項において同じ。)を有する者」と、「ものとする」とあるのは「ものとし、前条第二号に掲げる規定の施行の際現に附則第十七条の 同条第九項中「授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。)」とあるのは 第七項から第九項までの規定の適用については、同条第一項中「改正前の教育職員免許法の規定」とあるのは「改正前の教育職員免許法(以下この項にお 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第 「授与権者」とする。 第三項各号、 「更新講習修了確 「授与権者(」と 第五項及

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正) 附則第六条第二項中「新免許法第五条第二項」を「教育職員免許法第五条第三項」に改める。 九条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

0 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十六号)

附則

(保育教諭等の資格の特例)

3

律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法 となることができる。 (第三項において単に「登録」という。) を受けた者は、 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、 主幹保育教諭、 指導保育教諭、保育教諭又は講師 (昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録 幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法 (保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。

許管理者による確認を受けていないもの 免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、 施行日から起算して十年間は、 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号) (登録を受けている者に限る。) については、 同条第七項の規定は、 適用しない。 その後に同項第三号に規定する免 附則第二条第七項に規定する旧